第１号様式を次のように改める。

第１号様式（第４条関係）

事　業　場　認　定　申　請　書

年　月　日

国土交通大臣　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の事業場について、船舶安全法第６条ノ２の製造工事（改造修理工事）に係る認定を受けたいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第４条第１項の規定により申請します。

１　認定を受けようとする事業場の名称及び所在地

２　認定を受けようとする船舶又は物件の範囲

第十一号様式中「（第31条関係）」を「（第47条関係）」に改め、同様式を第十四号様式とし、第十号様式中「（第28条の２関係）」を「（第44条の２関係）」に、「製造工事（改造修理工事又は整備）」を「製造工事（改造修理工事、整備又は遠隔支援業務）」に、「第28条の２第１項」を「第44条の２第１項」に改め、同様式を第十三号様式とし、第九号様式を第十号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第11号様式（第34条関係）

事　業　場　認　定　申　請　書

年　月　日

国土交通大臣　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の事業場について、船舶安全法第６条ノ４の遠隔支援業務に係る認定を受けたいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第34条第１項の規定により申請します。

１　認定を受けようとする事業場の名称及び所在地

２　認定を受けようとする船舶又は物件の範囲

第12号様式（第36条関係）

遠　隔　支　援　事　業　場　認　定　書

第　号

殿

船舶安全法第６条ノ４第１項の規定により下記のとおり認定する。

１　認定に係る事業場の名称及び所在地

２　認定に係る船舶又は物件の範囲

３　認定の有効期間

年　月　日から　年　月　日まで

年　月　日

国土交通大臣　印

第八号様式を第九号様式とし、第七号様式を第八号様式とし、第六号様式の次に次の一様式を加える。

第７号様式（第20条関係）

事　業　場　認　定　申　請　書

年　月　日

国土交通大臣　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の事業場について、船舶安全法第６条ノ３の整備に係る認定を受けたいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第20条第１項の規定により申請します。

１　認定を受けようとする事業場の名称及び所在地

２　認定を受けようとする船舶又は物件の範囲

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第五条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第１条、第三条及び第二十七条中「第六条ノ四第１項」を「第六条ノ五第１項」に改める。

第１号様式及び第二号様式中「第６条ノ４第１項」を「第６条ノ５第１項」に改める。

（小型船舶検査機構に関する省令の一部改正）

第六条　小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第六条ノ四第１項」を「第六条ノ五第１項」に改める。

（船舶安全法の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令の一部改正）

第七条　船舶安全法の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令（昭和四十八年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第１号様式中「、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項」を「乃至第六条ノ四」に改め、「為シタル」の下に「トキハ当該行為ヲ為シタル」を加える。

第三号様式中「第六条ノ五」を「第六条ノ六」に改める。

（小型船舶に係る検査及び確認に関する省令の一部改正）

第八条　小型船舶に係る検査及び確認に関する省令（昭和六十二年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第六条ノ五」を「第六条ノ六」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の八第１項、第三十七条の十、第三十七条の十五第二項の表及び第七号様式中「第六条ノ四第１項」を「第六条ノ五第１項」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第十条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第六条ノ四第１項」を「第六条ノ五第１項」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号及び第八条第二項中「第六条ノ四第二項」を「第六条ノ五第二項」に改める。

第二十八条の二第１項の表第二号中「第六条ノ四第１項」を「第六条ノ五第１項」に改める。